

(別紙)

表1-⑩ 緊急点検内容が不十分であったとみられる例等

遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査結果報告書(H19.10 総務省)より抜粋

表1-⑪ 点検漏れの遊戯施設(当省の調査で把握したもの)

事業者	遊戯施設（一般名称）	設置年	備考
A (大阪府)	ウォータースライド	昭60	定期報告なし
B (和歌山県)	モノレール	平16	建築確認、定期報告なし
C (奈良県)	パラシュートタワー	平16	緊急点検指定期間
D (岡山県)	ウォータースライド	昭60	追加(7/4 点検済み)
E (佐賀県)	メリーゴーランド	平5	特定行政庁が追加して緊急点検し、報告するよう指示
F (熊本県)	海賊船	平16	定期報告なし
G (福岡県)	ウォータースライド	昭58	建築確認を要しない時期に設置されたもので、特定行政庁が緊急点検の対象とならないと誤解

注) 総務省の調査結果による。

○	<p>○ 不適切な点検結果にもかかわらず「問題なし」として報告されている例</p> <p>1 「B逆転地」に設置されているコースターの緊急点検結果について、国土交通省への報告書を見ると、次のとおり、対象となった5箇所のうち1箇所の結果について報告を受けないままとなっていた。</p> <p>（北海道：コースター）</p> <p>「A逆転地」で平成19年6月24日、走行中のコースター（2人掛け2列席4人乗りの車体構体によるジェットコースター）1台が一回転後、次の坂を登り切れない停止した。人身事故は発生していないが、原因は、鉄製の車輪を含めていたウレタンゴムの緩衝材が抜け落ち、車輪固定部分との間に挟まりブレーキをかけた状態になったこと。</p> <p>当該遊具施設は、平成19年3月29日の定期検査において車輪軸に係る隙間試験（超音波式及び磁粉式）を実施し合格となっていましたが、また、車輪以外の部分についても4月20日（定期検査の結果）により問題がないとされていました。緊急点検においては既往の定期検査結果を踏まえ、道及び国土交通省に問題がないとされたとして報告されていました。</p> <p>なお、特定行政令では、6月26日に運転再開を認めているが、道では、事実利用が実現されない段階での運転再開は望ましくないとして、7月7日から再度安全が確認されるまでの間の運休を指導。</p>
---	--

「B避難地」に設置されているコースターの緊急点検結果について、国土交通省への報告状況をみると、次のとおり、対象となった5箇所のうち1箇所の結果について報告を受けないまま、既に報告されていた4箇所の結果により、採用試験の結果が「合格」である旨の報告を行っている。

① コースターの所有者は、平成19年5月10日に2箇所について採用試験を行い、異常がないことを内容とする報告書を5月11日に避難地事業者を通じて県に提出。その後、避難地事業者は、県に対し、残りの運行車両については点検中である旨回答。

② コースターの所有者は残り3箇所のうち2箇所について5月17日に採用試験を実施し、同日付けで報告書を作成。しかし県では、5月15日及び5月17日に報告のかつた計4箇所が同コースターの運行車両のすべてであると認識していたことから、5月18日付け国土交通省に対する報告では「合格」と回答。

③ 当省が平成19年7月13日に同コースターの運行車両を現地確認したところ、載客には車両が5箇所記載しており、1箇所は県が採用試験を行った結果について報告を受けないまま進行させていたもの。

(注)当該車両については、国土交通省への報告後5月24日に採用試験が行われ、問題点がない旨の報告が7月20日に特許庁になされている。

<p>2</p> <p>「B遊園地」にコースターを所有する事業者が報告している緊急点検結果では、前年の平成18年6月～7月に行なった探傷試験を、過去1年内に探傷試験を行っていた施設として報告しているが、探傷試験の内容等をみると、次のような報告内容と異なるものとなっている。</p> <p>① 車輪軸の探傷試験は、全3車両のうち2車両について行われているもので、残り1車両については実施されていないが、その旨が緊急点検の結果には記載されていない。</p> <p>② この車両については、平成16年4月27、28日に車輪軸の探傷試験を実施して以降、3年以上、探傷試験が実施されていない。このため、他の2車両(探傷試験が実施された車両)の運行回数は、各々の探傷試験終了日(平成18年7月28日、同年7月3日)から調査日現在(19年7月12日)まで各自13,119回、18,757回となっている。</p> <p>③ 当該コーススターの所有者は、平成18年6月～7月の時期に1車両について探傷試験を実施しなかった理由として、ほとんど運行の用に供せなかつたことを挙げているが、18年7月24日から9月12日までの約1ヶ月半運行されている。(熊本県：コースター)</p> <p>(発生原因等)</p> <p>県は、平成19年5月10日に、コースターの所有者から2車両分の探傷試験報告書を受理しているが、同日、所有者に照会したところ、残り1車両については運行していないと回答したため、営業開始後も運行に供されないものと判断し、過去の運行履歴及び探傷試験の実施履歴を確認していないもの。</p> <p>3</p> <p>県では、すべての遊戯施設の緊急点検結果を遊戯施設の所有者等から提出させるに当たっては、JIS検査標準に基づいて検査したことを確認できる書類の提出を求めている。</p> <p>県出先機関では、管内遊戯施設所有者等から提出された緊急点検結果報告書については、内容を審査せずに原本課送付しており、それを受けた原本課では、7月13日に国土交通省に対する県内全記遊戯施設の所有者等から提出された遊戯施設検査表で「法不適合」又は「要修理」の項目がなかったことから、すべて「問題なし」として報告。</p> <p>しかし、52施設中2施設(「B遊園地」に設置されているコースター2基、所有者は同一事業者)については、国土交通省に対し、「問題なし」として報告しているものの、JIS検査標準に従って点検を行なったことを確認できる書類が添付されていなかつたことから、県出先機関を通じて当該コースターの所有者に対し、上記資料の提出を要求。当省調査日(平成19年7月24日)現在、資料の提出なし)</p> <p>4</p> <p>「C遊園地」のパラシュートタワーのワイヤーロープ主要について、米国の事故を契機とした国土交通省からの指示を受けて特定行政庁が事業者に照会したところ、①過去においてロープテスターを使用した点検を実施していかつたこと、②ワイヤーロープの最終交換時期が平成13年で、交換時期(3年から5年まで)を過ぎていたことが判明。このため、急速、1～4号機の4台のうち2台についてワイヤーロープを交換して運行を開始し、残り2台については、ロープ交換又はロープテスターによる点検を行うまで運行を停止することとした。</p> <p>しかし、国土交通省への報告において、当該施設については「問題なし」と報告(埼玉県：パラシュートタワー)</p>
--

<p>5</p> <p>「C遊園地」では、コースターではないが、車輪装置のある遊戯施設2基(いすれも「モノレール」に分類)について、社内で検査の上、コースターのように高速で走行するものではなく、また、従前のJIS検査標準では探傷試験の対象ではなかったことから、探傷試験の対象となる施設ではないと判断し、緊急点検時にJIS検査標準に基づく探傷試験を実施していない。</p> <p>一方、同県内の「D遊園地」では、同じく車輪装置のある遊戯施設(メリーゴーランド)に分類)について、低速の施設で、探傷試験の対象なのか疑問を持ったので特定行政庁に相談したところ明確な回答はなく、社内で検討の上、探傷試験を行うことが無難との結論に達し、探傷試験を実施している。</p> <p>(埼玉県：モノレール、メリーゴーランド)</p> <p>(発生原因等)</p> <p>平成19年5月23日指示の緊急点検において、JIS検査標準に基づく探傷試験の実施が必要な施設の範囲が明確に示されておらず、また、特定行政庁も事業者の照会に明確に答えていないこと。</p> <p>6</p> <p>「C遊園地」のコースターは、平成19年1月14日の定期検査実施日にJIS検査標準に基づく磁粉探傷試験を行ったが、主車輪軸56本のうち4本(7.1%)及び側面輪36本のうち2本(3.6%)については、磁粉が車軸に十分付着しないため、目視による検査のみ行い、磁粉探傷が行われていない。しかし、同年5月の緊急点検においては、過去1年以内に適切に探傷試験が行われた施設として「問題なし」として報告(埼玉県：コースター)</p> <p>(発生原因等)</p> <p>① 磁粉探傷試験ができなかつた車輪軸については、探傷試験を実施しないまま「異常なし」と判定して、特定行政庁に報告していること。</p> <p>② 緊急点検結果の審査を行なった特定行政庁は、緊急点検結果に磁粉探傷試験記録が添付されており、遊戯施設の製造業者と遊戯施設管理業者等が協議し、総合的に判断した結果を尊重し、「問題がない」と報告していること。また、埼玉県では、JIS検査標準に基づく試験方法で探傷試験を実施している車輪軸は全体の9割以上に達しており、全体として探傷試験が適切に実施されたと認識しており、安全に問題はないとしていること。</p> <p>7</p> <p>特定行政庁たる地方公用団体が所有する遊戯施設は、法第12条第4項に基づき、定期検査報告の対象外施設となっている。</p> <p>愛知県内の遊戯施設(モノレール)では、平成19年3月8日の定期点検結果で、要注意事項(B判定)として「乗り場の床に経年による劣化が見受けられる。」「運転ボックスの扉の溶接部材あり。補修したが、取替え時期」との指摘あり。</p> <p>しかし、定期検査報告事務を担当する特定行政庁ではこの検査結果を把握しておらず、緊急点検(平成19年5月)において初めて把握(愛知県：モノレール)</p> <p>(発生原因等)</p> <p>特定行政庁である地方公用団体が所有・管理する遊戯施設に係る定期点検結果については、自ずと建築指導担当部署の知りうるところとなるとの考え方から、報告制度はないが、実際には、建築指導担当部署に情報が行き届かない場合がある。</p>

緊急点検において、「E遊園地」では、車輪ウレタン部に亀裂、車軸に油分付着による変色が見られたため、それぞれ部品の交換・取扱いを実施していることもあり新しく商品と付け替えて、その旨を報告。また、「F遊園地」では、車輪と車軸の溶接部のよじれが探傷検査により傷のように見えたことから、当該部分を研磨して削り、消し切れないものは新しい部品と交換して、その旨を報告。

上記の2施設は、些細な補修に関しても報告したが故に、緊急点検により問題があつた施設と公表されている。

なお、定期検査報告では、本来は補修した状況を報告するものであり、補修した後の状態を報告するものではないが、事前に点検を行ふ不具合があれば補修を行つてしまふので、定期検査の結果(判定)はA評価となつてゐるものと、緊急点検も同様の考え方で報告すべきであったとしている。

(発生原因等)

緊急点検結果の報告を求めている平成19年5月23日付け(付)国住指第989号及び同日付け事務連絡では、緊急点検等によりC判定(「注記不適合の指摘あり」)又は「要修理」の項目があつた施設のみを問題があつた施設として報告するよう指示されましたが、特定行政庁では、B判定のものも問題があると解釈して、C判定に該当しない補修等の状況に關しても報告していること。

(発生原因等)

緊急点検結果の報告を求めている平成19年5月23日付け(付)国住指第989号及び同日付け事務連絡では、緊急点検等によりC判定(「注記不適合の指摘あり」)又は「要修理」の項目があつた施設のみを問題があつた施設として報告するよう指示されましたが、特定行政庁では、B判定のものも問題があると解釈して、C判定に該当しない補修等の状況に關しても報告していること。

J I S の遊戯施設検査標準では、乗物の車輪装置における車輪軸は、1年に1回以上の定期試験を行うこととされているが、具体的な対象施設の種類等が明示されていない。このため、特定行政庁の解説により、対象となる遊戯施設の範囲が異なることが想定される。

実際に、今回調査対象とした東北地方の4特定行政庁では、緊急点検において、モノレール類に分類されるサイクリルモノレール等の遊戯施設(4事業者)遊戯施設(4事業者)について、探傷試験の実施状況及び検査結果を収集していない。

(特定行政庁：仙台市、八戸市、盛岡市、秋田市)

J G遊園地)における遊戯施設は、107m から垂直落下し、その際に4 Gの加速度が作用する遊戯施設である。

特定行政庁では、当初、コースターではないとしてコースターでは、当該遊戯施設の定期検査ですべての遊戯施設の緊急点検では「コースター」として点検・報告している。

一方、同県内の「E遊園地」にある遊戯施設2基は、高さ60mへの4 Gの垂直上昇、同じ高さからの2 Gの垂直落下というものであるが、特定行政庁では、当該遊戯施設の定期検査告での一般名稱は「コースター」に分類されているものの、コースターとするには無理があるとし、コースターに関する緊急点検の際にはこの施設を含めて「すべての遊戯施設の緊急点検」でコースターに用する緊急点検の際にはこの施設を含めて「すべての遊戯施設の緊急点検」であるとし、コースターに関する緊急点検の際には、「客席部分をつり昇降させるもの」として「ペラシートタワー」に分類して点検・報告。

(発生原因等)

○ 建築確認においてモノレール等コーススター以外に分類された施設について緊急点検(探傷試験)の取扱いが異なっている例

「F遊園地」の遊戯施設のうち、旧告示(昭和50年建設省告示第558号)では、「地盤面から客席部分までの高さが2m以上で、かつ、当該客席部分が高底差2m未満の軌条を走行するもの」に該当するモノレールとして、建築確認を受け、その後もモノレールとして定期検査報告も提出している遊戯施設が2基ある。

しかし、平成12年講習告示では、モノレール等の分類に該当する分類には、勾配5度未満との規定が新たに加えられているため、当該機種は、新告示では、コースター類の分類軌条を走行するもので勾配5度以上のものに該当するとして、国土交通省は、コースターに関する緊急点検実施しては、当該遊戯施設をコースターとみなして点検対象としている。旧告示による分類で建築確認を受けたモノレールが、新告示による勾配5度以上とする新たな定義付けによりコースターと同等に取り扱われ、厳しい検査(探傷試験)の実施が求められている。

(東京都：モノレール)

(発生原因等)

① モノレールの分類について、平成12年の新告示で、軌道勾配5度未満、定常走行速度毎時40kmと定義が変更されている。

② 事業者は、特定行政庁及び地域法人に、当該遊戯施設の分類をなぜのようにすれば良いか、照会しているが、明確な回答は行われていない。

③ なお、新告示に関しては、調査対象としたほとんどの特定行政庁、事業者、地域法人において、その分類が判りにくくされている。

J I S の遊戯施設は建築確認ではローターの分類で申請され、特定行政庁の定期検査告示でもローターとして整理されているが、当該遊戯施設の保守管理会社ではコースターであるとしてコースターで整理されている。これについて特定行政庁では、建築確認申請書をもとに整理したとしても、ローターとされている遊戯施設については、軌条を走行し勾配が5度以上のものであれば「コースター」が正しく、また、オクトバスとされている遊戯施設についても勾配運動がないものであれば「ローター」が正しもので、確認の上、所要の措置を執るとしている。

(発生原因等)

建築確認書類と保守管理会社の認識の相違があること。平成12年構造告示による遊戯施設の12分類に合わなくなつてきていること。

「J遊園地」のウォーターシュート2基は、法施行令第138条第2項第2号に掲げるもののうち、コースターそのこれに類する高架の遊戯施設であるが、車輪軸はあるが軌条を走行するものでないことから、コースターに関する緊急点検の対象とはならず、第2次のすべての遊戯施設の緊急点検の対象となつたものである。

今回の点検の実施に当たり、同施設は、車輪軸を有する構造であつたことから探傷試験（費用：2施設で40万円）を行つた上で、特定行政庁に報告しているが、特定行政庁の事後の説明では、探傷試験は必要なかつたとのことであり、事業者にとって不必要的経費の負担くなっている。

なお、当該施設の車輪が使用されるのは、水面より引き上げられた後の駆内の所定の位置に帰着する間であり、人が乗っていない状態の時のみとなっている。

(福岡県：ウォーターシュート2基)

(発生原因等)

緊急点検の方法は、JIS検査標準（JIS A1701）によるとされており、車輪装置などの検査方法のうち、車輪軸については、11年に1回以上の探傷試験を行うこと（5.6.3のd）と定められている。このため、車輪装置を有するすべての遊戯施設は、車輪軸の探傷試験を行う必要があると理解されるが、実際の運用においては、低速で移動するなど施設の機能によつては取り扱いが異なっている。

6 「J遊園地」に設置されているコースターは、平成19年5月6日の国交省指示によるコースターに関する緊急点検の対象とされ、また、5月23日の国交省指示に基づくすべての遊戯施設の緊急点検について、未だ点検中（8月点検予定）となっている（同施設には車輪軸がないにもかからず、車輪の探傷試験を実施していないと指摘したことから、一律に他のコースターと同じく取り扱うことは適当でないと新聞紙で報じられた。）。

しかし、特定行政庁に提出されている定期検査報告書類等では、当該コースターの勾配は3度となっており、緊急点検対象のコースターではなかったことにによる。

なお、当該コースターは、山の斜面に設置されており、最高点（乗車位置）から1人乗りカートに乗車し、フットブレーキを効かせながら重力のみで滑り下りるもので、乗車位置までの引き上げにのみ動力が使われるもので、引き上げ部分の勾配は5度を大きく超えてはいるものの、この部分では人は乗車しない進行形態となつてている。（福岡県：コースター）

現在のコースターの分類基準である「勾配5度以上」の解釈について、上り・下りの区別、人が乗っているか乗っていないかの区分まで明確にされておらず、運動形態や仕様によっては、コースターとすることに疑惑が生じているものがあること。

○ 同種の施設でありますから、走行状態や車輪軸の構造の相違から、コースターに関する緊急点検の対象範囲の取扱いが特定行政庁で区々になっている例

特定行政庁では、5月6日付のコースターに関する緊急点検の実施指南があつたため、コースターに関する緊急点検の対象遊戯施設が、具体的に何であるかを県に確認したところ、県は全日本遊園施設協会に照会し、「J遊園地」の場合は、コースターとマッドマックスの2施設が対象となる旨、同年5月7日に回答があり。

しかし、同市が、これに沿つて遊戯施設所有者に対し、コースターに関する緊急点検の実施を指示したところ、当該遊戯施設の所有者から、一部の勾配が15度で、乗物が軌条を走行する高架の遊戯施設であるモノレール2基について、今回の点検対象となるか否かの照会を受けた。

このため、同市では、県とも相談の上、当該モノレールの走行状況を考慮すればコースターと同列に扱えないことなどから、点検の対象は当初のとおり、コースターとマッドマックスの2施設であるとして、モノレール2基は点検対象にしない旨を同市に回答。しかし、本来、このモノレール2基は点検対象となるものとみられる。（茨城県：モノレール2基）

特定行政庁では、5月7日に担当者が現地調査を行い、事業者と園々のコースターごとにどの部分が車輪軸に該当するかを確認しながら対象施設を把握。その後、事業者側からモノレールがコースターに該当すると認定し、点検の対象としている。

ただし、事業者側からは当該モノレールは構造的には自転車であり、車輪軸に該当する部分がないとの疑問が上がつていて。（大阪府：モノレール）

特定行政庁における探傷試験に対する対応をみると、遊戯施設の所有者に緊急点検の指示を行つに当たり、遊園地側とコースターごとにどこまでを探傷試験の対象とするか構造に即して打合せ、直接軸に車輪が付いていないくとも構造上重要である軸も探傷試験の対象とすることとし、指示文書にも車輪軸のほか、車輪も対象とすることと明記している特定行政庁がみられる。

一方、コースターの構造は一様でなく、車輪のあたり方も機械的に異なることから、検査範囲を示すことは困難として、具体的な精査は行っておらず、どこまで検査するかは施設施設の所有者又は保守点検業者の判断にゆだねることとなつてている特定行政庁である。以上のように、定期検査における探傷試験をどの範囲まで実施すればよいか（主車輪軸、側車輪軸等と呼ばれ、文字通り軸に直接車輪が付いている軸だけでよいのか、車輪は付いていてなくも構造上主要な他の軸も対象とするのか等）について特定行政庁でも判断が分かれている状況がみられた。

(発生原因等)

探傷試験についてJIS検査標準では、「車輪軸は、1年に1回以上の探傷試験を行つ」と（5.6.3(4)）とされているが、同検査標準では「車輪軸」についての定義、検査範囲が明確となっていない。

4	<p>県は、コーススターに関する緊急点検（コーススターその他これに類する高架の遊歩歩道段で軌条を走行するもの（勾配が5度以上のものに限る））の実施に係る公表「遊歩歩道の緊急点検について（第1報）」（平成19年5月7日）において、当初、対象施設を7施設（2避難地等）としていたが、点検結果の公表「遊歩歩道の緊急点検について（第2報）」（平成19年5月18日）時には、7施設中1施設（ウォーターシュート）については、“国が求めた緊急点検の対象施設でないことが判明した”として、当該施設を除く6施設を国に対し報告している。この理由について、香川県は、「当該ウォーターシュートについては、事業者とも連絡を取りながら検討した結果、当初は、5度以上の勾配があることから、緊急点検の対象施設であると判断していたが、その後、車輪がなく、緊急点検の対象施設でないことが判明したため、国土交通省への報告対象から除外したものである。」としている。</p> <p style="text-align: right;">（特定行政令：香川県）</p>
---	--

（エ）他の旨の記載事項における記述。